



府食第912号
平成26年11月25日

農林水産大臣
西川 公也 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成25年11月20日付け25消安第3936号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた飼料「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統」に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

ただし、除草剤ジカンバ及び除草剤グルホシネートで処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。

遺伝子組換え食品等評価書

除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性
ワタ MON88701 系統

2014年11月

食品安全委員会

<審議の経緯>

- 2013年11月20日 農林水産大臣から遺伝子組換え飼料の安全性に係る食品健康影響評価について要請（25消安第3936号）、関係書類の接受
- 2013年11月25日 第495回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2013年12月12日 第122回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2014年6月20日 第128回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2014年11月20日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
- 2014年11月25日 第539回食品安全委員会（報告）
（同日付け農林水産大臣に通知）

<食品安全委員会委員名簿>

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

2014年3月30日まで	2014年4月1日から
澤田純一（座長）	澤田純一（座長）
鎌田 博（座長代理）	小関良宏（座長代理*）
小関良宏 手島玲子	宇理須厚雄 手島玲子
宇理須厚雄 中島春紫	岡田由美子 中島春紫
橘田和美 飯 哲夫	橘田和美 飯 哲夫
児玉浩明 和久井信	児玉浩明 和久井信
近藤一成	近藤一成

（*2014年4月24日から）

要 約

「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

本系統は、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株に由来する改変ジカンバモノオキシゲナーゼ遺伝子及び *Streptomyces hygroscopicus* に由来するピアラフォス耐性遺伝子を導入して作出されており、改変ジカンバモノオキシゲナーゼ及びホスフィノトリシン *N*-アセチルトランスフェラーゼを発現することで、除草剤ジカンバ及び除草剤グルホシネートを散布しても、その影響を受けずに生育できるとされている。

本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

I. 評価対象飼料の概要

名 称：除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統
性 質：除草剤ジカンバ耐性、除草剤グルホシネート耐性
申請者：日本モンサント株式会社
開発者：Monsanto Company（米国）

「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統」（以下「ワタ MON88701」という。）は、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株に由来する改変ジカンバモノオキシゲナーゼ遺伝子（改変 *dmo* 遺伝子）及び *Streptomyces hygroscopicus* に由来するピアラフォス耐性遺伝子（*bar* 遺伝子）を導入して作出されており、改変ジカンバモノオキシゲナーゼ（改変 MON88701 DMO タンパク質）及びホスフィノトリシン *N*-アセチルトランスフェラーゼ（PAT タンパク質）を発現することで、除草剤ジカンバ及び除草剤グルホシネートを散布しても、その影響を受けずに生育できるとされている。

II. 食品健康影響評価

1. ワタ MON88701 には、除草剤ジカンバ及び除草剤グルホシネートに対する耐性の形質が付与されている。遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子又は当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。
2. ワタ MON88701 は、平成 26 年 11 月 18 日付け府食 882 号で、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき、食品としての安全性評価を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断している。

上記 1 及び 2 を考慮したところ、ワタ MON88701 に新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

なお、ワタ MON88701 では栽培期間中に除草剤ジカンバの散布が可能となることから、使用可能な最大量を散布した時の除草剤ジカンバの残留量について確認した。その結果、地毛綿実及び綿実粕のジカンバの平均残留値は 0.65 ppm 及び 0.11 ppm であり、日本における綿実（食品）の残留基準値である 3 ppm を超えることはなかった（参照 1）。

以上のことから、ワタ MON88701 については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき

評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

ただし、除草剤ジカンバ及び除草剤グルホシネートで処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。

<参照>

- 1 Diane L. M., Summary of the Magnitude of Residues of Dicamba in Undelinted Cotton Seed after Application to MON88701（社内報告書）